

令和8年度版

東京の森林・林業と 森林環境譲与税

—区市町村担当者向け資料—



森林の機能

森林の公益的機能と多面的機能



東京の森林は、木材を供給するほか、豊かな水源を育み、土砂の流出を抑えて都民を災害から守る重要な役割を担っています。さらに都市部に近い森林として、週末には多くの人々が自然の癒しを求めて訪れるほか、子供たちの環境教育の場や、企業等の社会貢献活動の場としても利用されており、様々な形で都民の生活に貢献しています。

森林の多面的機能

森林の公益的機能

水源涵養

洪水緩和、水資源貯留、
水量調節、水質浄化



土砂災害防止／土壌保全

表面浸食防止、表層崩壊防止、
その他土砂災害防止、防風



快適環境形成

気候緩和、大気浄化、快適生活
環境成形（騒音防止）



生物多様性保全

遺伝子保全、生物種保全、
生態系保全



地球環境保全

地球温暖化の緩和（二酸化炭素吸収）、
地球の気候の安定



保健・レクリエーション

療養、保養（散策、森林浴）、
行楽、スポーツ



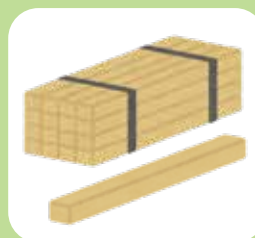
文化

景観・風致、学習・教育、芸術、
宗教・祭礼、伝統文化、地域性維持



物質生産

木材、食料（きのこ等）、
工業原料、工芸材料



A photograph of a dense forest of tall, slender trees, likely cypresses, with sunlight filtering through the canopy. The trees are closely spaced, and the ground is covered in dry leaves and twigs. The lighting is soft, creating a serene atmosphere.

A photograph showing a dense forest of tall, slender trees with green foliage, likely a coniferous forest. The trees are closely packed, and the canopy is thick with green leaves. The ground is covered with fallen branches and forest floor debris.

木材の利用をすることで、その収益が木材生産活動に還元され、人工林を伐って利用し、植え替え、育てていく「森林循環」が促されます

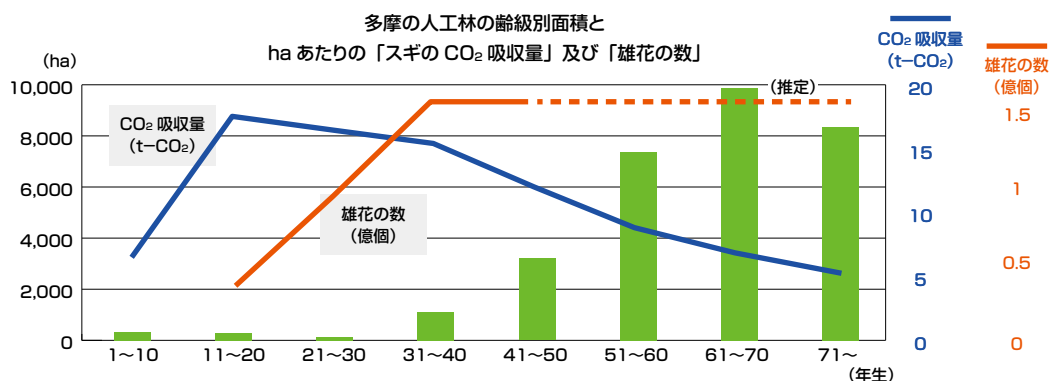


CO₂吸収・花粉削減

花粉対策にも寄与



森林は若くて生長が盛んな時期に多くの二酸化炭素 (CO₂) を吸収しますが、高齢になるとその機能は低下します。例えば、スギは植えてから20年が経つと二酸化炭素吸収量が減少し、30年が経つと花粉飛散量を増やします。利用時期を迎えたスギ林を伐採し、跡地に花粉の少ないスギを植えることは、花粉症対策だけでなく地球温暖化対策にも貢献します。



東京都の花粉発生源対策

東京都では、平成18年度から、多摩地域のスギ林を伐採して、花粉の少ないスギ(※)へ植え替える事業を行っており、これまでに約814haを伐採し、約728haの植栽を行っています。今後さらに規模を拡大して、花粉飛散量の削減を図っていきます。

また花粉発生源対策の一つである、企業や団体などから森林整備費用を拠出していただく「企業の森」を継続し、環境貢献活動を長期にわたって取り組んでいただけるよう働きかけています。

(※)花粉の少ないスギは、ほとんど花粉を生産しない特性を持つことが期待されています。東京では3つの品種が開発されています。

花粉を放出するスギの雄花



飛散するスギ花粉

花粉の少ないスギの雄花



花粉の飛散が少ないスギ

東京の木 多摩産材利用

「とうきょうの木」



令和3年10月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、その整備する公共建築物における木材の利用に努めるよう求められています。

都では、「東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針」を策定しており、これに基づき、都が設置する公共建築物のほか、道路や公園の工作物等において東京の木 多摩産材の利用促進に努めています。



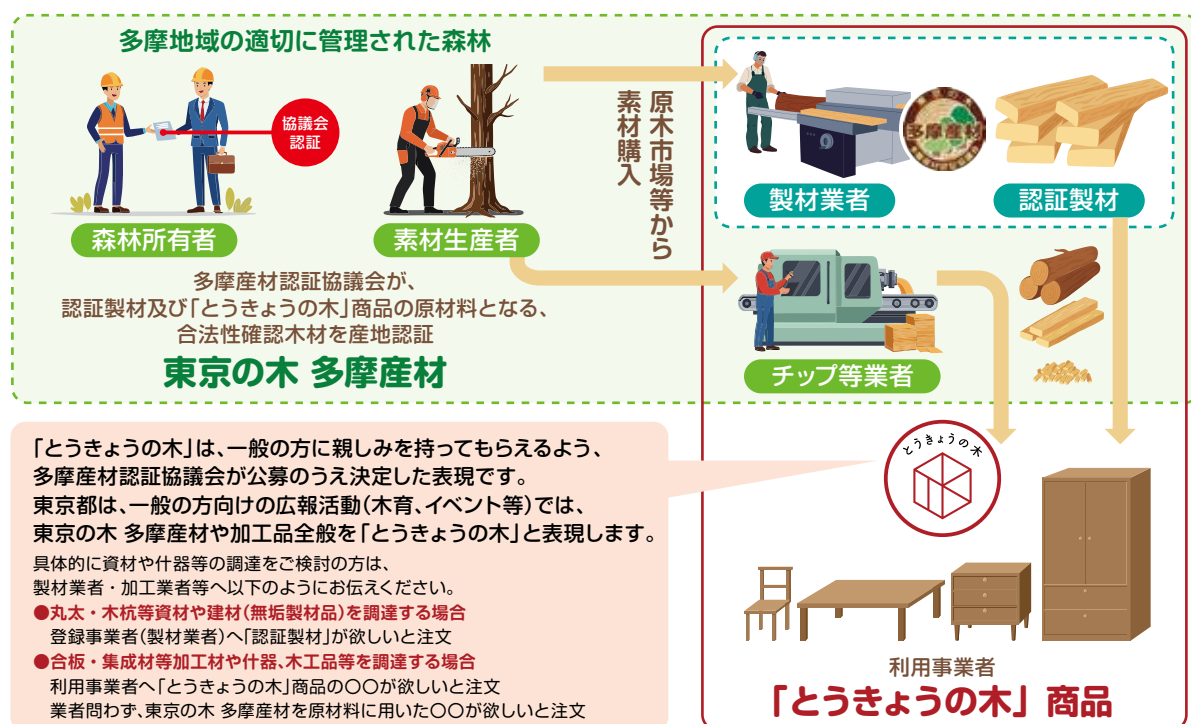
品川区 子育て支援施設



三宅村 複合遊具・展望デッキ

東京において、地域材である「東京の木 多摩産材」を利用することは、多摩地域の森林の伐採更新を促し森林の循環につながるだけでなく、他地域産の木材と比較して輸送時に発生する二酸化炭素が少ないことから、脱炭素対策の実現に貢献することにもなります。

多摩の森林で育ち、合法性と産地が確認された木材が「東京の木 多摩産材」



東京の木 多摩産材の製品や調達などに関するお問い合わせは、多摩産材情報センターをご利用ください。

TEL: 0428 (20) 1181
URL: <https://tamasanzai.tokyo/>



森林環境税及び森林環境譲与税

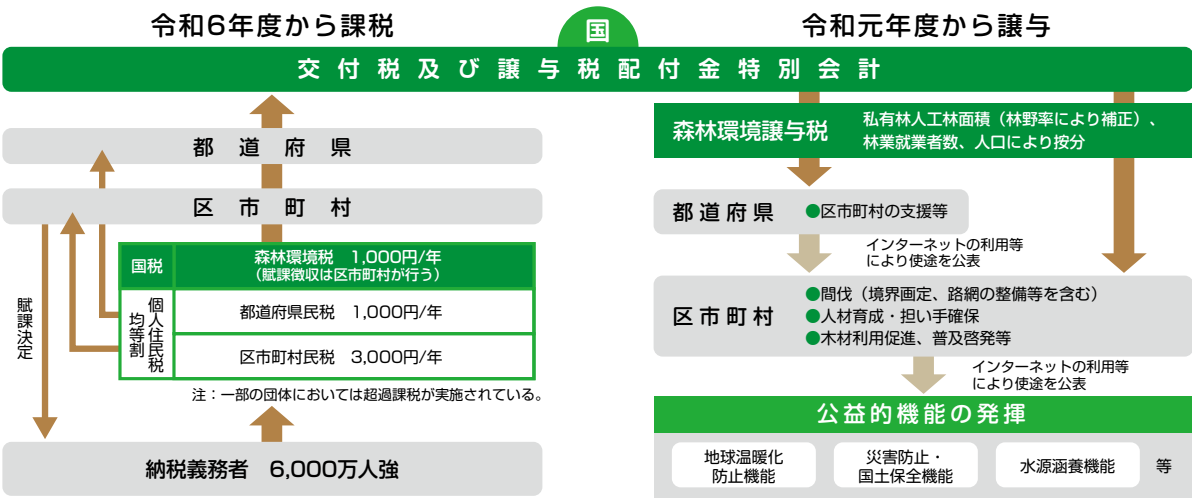
平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。これにより「森林環境税」（令和6年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与）が創設されました。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界がわからない森林の増加や担い手不足などが大きな課題となっています。

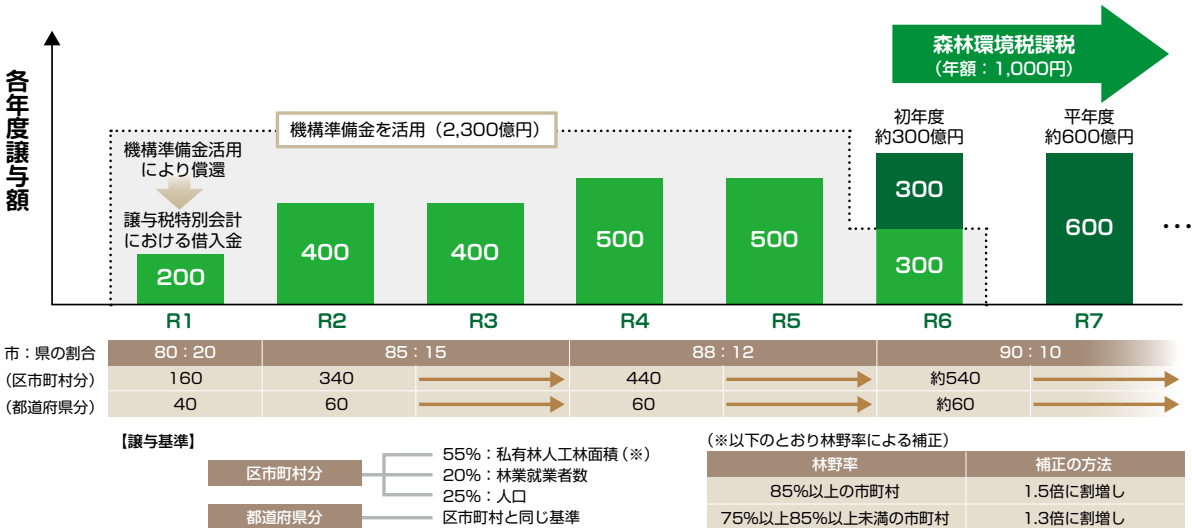
このような状況を踏まえ、平成30年5月に成立した森林経営管理法に基づき、パリ協定の枠組みにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設され、令和6年度より徴税が開始されました。

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



森林環境譲与税の譲与額と区市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準



* R6以後の年度分の譲与税について適用。R5以前の年度分は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の譲与割合により譲与。

森林環境譲与税の使途

森林の整備及びその促進に関する施策



「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の第1章第1条(趣旨)において「この法律は森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため定める」(途中省略)としています。

そして、同法第34条(森林環境譲与税の使途)では右記の内容を定めています。



千代田区

植樹ツアーの様子(婦恋村)



中央区

補植えの様子(檜原村)



新宿区

間伐後の造材作業(伊那市)



板橋区

広葉樹間引きの様子(日光市)



調布市

崖線樹林地等の整備

I 森林整備(間伐、路網整備等)

事業区分	事業例
①意向調査の準備作業、森林整備の準備作業(森林の状況把握、境界の確認・明確化等)	森林所有者へのアンケート調査や説明会等の実施
	森林の現状や要整備箇所の把握及び調査
	意向調査実施区域の設定
	航空レーザ計測やドローンを活用した森林情報の収集
	林地台帳、森林GIS、森林基本図等関連情報の整備・更新
	森林の境界を現地で確認・明確化するための立会や杭打ち、施業区域の測量
	立会・境界明確化後の情報整理
②意向調査、集積計画等作成	※森林経営管理制度によらず実施する森林整備のための準備作業(現況調査や境界明確化等)や、意向調査後に実施する境界明確化等で②に該当しないものを含む。
	意向調査の実施、経営管理権集積計画・経営管理実施権配分計画の作成等 ※境界明確化等で、意向調査や集積計画作成等と一体的に行うものを含む。
③私有林整備	私有林における間伐等の森林整備の実施(市区町村による発注)
	私有林における間伐等の森林整備実施者への補助
	里山林整備・支援、放置竹林対策、荒廃農地への森林造成
④公有林整備(財産区有林含む)	私有林の整備のために必要となる森林作業道の開設・維持修繕等 ※林道、林業専用道に関する取り組みは⑥を含む。
	公有林における間伐等の森林施業の実施
	財産区有林における間伐等の森林施業の実施
	公有林の整備のために必要となる森林作業道の開設・維持修繕等 ※林道、林業専用道に関する取り組みは⑥を含む。
⑤森林保護対策	森林病害虫対策(伐倒駆除・空中散布、樹種転換)
	森林獣害対策(植栽木保護のための忌避剤散布、防護柵の設置)等
⑥林道・林業専用道の整備・維持修繕	林道・林業専用道の開設や維持修繕等
	※森林作業道に関する取り組みは③、④を含む。
⑦その他(間伐等の森林整備)	間伐等の森林整備に関する取り組みのうち、上記①～⑥に該当しない項目 ※森林整備を実施する者への支援として実施する間伐材等の運搬補助を含む。

第34条 第1項

市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

1号 森林の整備に関する施策

2号	森林の整備を担うべき人材の育成及び確保	木材の利用の促進
	森林の有する公益的に機能に関する普及啓発	その他の森林の整備の促進に関する施策

Ⅱ 人材育成・担い手確保および推進体制の構築

事業区分	事業例
⑧担い手の確保に向けた取組	林業を志す人への説明会・体験談・PR活動・インターンシップ 新規就業者への研修・教育 各種支援等
⑨林業就業者の育成 (労働安全対策や 林業機械の導入含む)	地域の林業後継者や林業就業者を育成するための各種研修、講習会、スキルアップ支援 林業労働者の安全確保のための安全装備の導入支援 人材育成等に必要な林業機械等の導入 等
⑩専門員の雇用	森林整備等のために技術者等を雇用するための経費 等
⑪新たな組織の設立	地域の森林整備を推進するための新たな組織（公社等）の設立 地域連携のための協議会設立および運営経費 等
⑫その他 (人材育成・担い手の確保)	人材育成・担い手の確保に関する取り組みのうち、上記⑧～⑪に該当しない項目



あきる野市

作業現場の見学



渋谷区

本町CC 本町コミュニティセンター



江東区

小学校校舎 木質化



江戸川区

小学校校舎 木質化



小平市

木製複合遊具の整備

Ⅲ 木材利用・普及啓発

事業区分	事業例
⑬木造公共建築物等の整備・内装木質化	学校・病院・福祉施設などの木造化、内装の木質化の推進 公共施設等における木製の机、椅子、遊具等の導入 等
⑭地域における木質バイオマス利用推進	地域の温泉施設等で木質バイオマス利用を行うための調達支援 木質バイオマス利用促進のための各種施策 等 ※森林整備を実施する者への支援として実施する間伐材等の運搬補助については、①森林整備（間伐、路網整備等）の「②その他」に含む。
⑮森林・林業の意義や木材利用促進に関する普及活動等	シンポジウムの開催 PR冊子の作成 木造設計に係る技術講習会等の木造建築を推進するためのサポート体制整備 乳幼児に対する木製玩具の配布 植樹・下刈り等の森林整備体験、木工体験活動等の実施や支援 森林公園の整備を通じた普及活動 等
⑯その他 (木材利用・普及啓発関係)	木材利用・普及啓発に関する取り組みのうち、上記⑬～⑮に該当しない項目

木材利用推進方針の策定

9割以上の区市町村が策定済み



森林環境譲与税の使途として「**木材の利用の促進**」が掲げられている中、木材利用推進方針は区市町村の木材利用推進の根拠として位置づけられます。令和6年度から森林環境税の徴収が開始されたことから、区市町村の定める木材利用推進方針は、その取り組み姿勢を示す最適な裏打ちになるものと思われます。

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（旧「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」）では、同法第5条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされており、全国の区市町村で取り組みが進められています。

令和8年2月末日現在、全国の区市町村1,741団体のうち95%に当たる1,657団体が方針策定済みとなりました。41の道府県では全ての市町村が木材利用推進方針策定済みとなっています。

令和8年4月1日現在、東京都では62団体中、策定済みは61%の38団体と、全国では依然として低い策定率にとどまっています。ぜひ積極的な方針策定の取り組みをお願いいたします。

東京都の木材利用推進方針策定済み区市町村

*令和8年4月1日現在

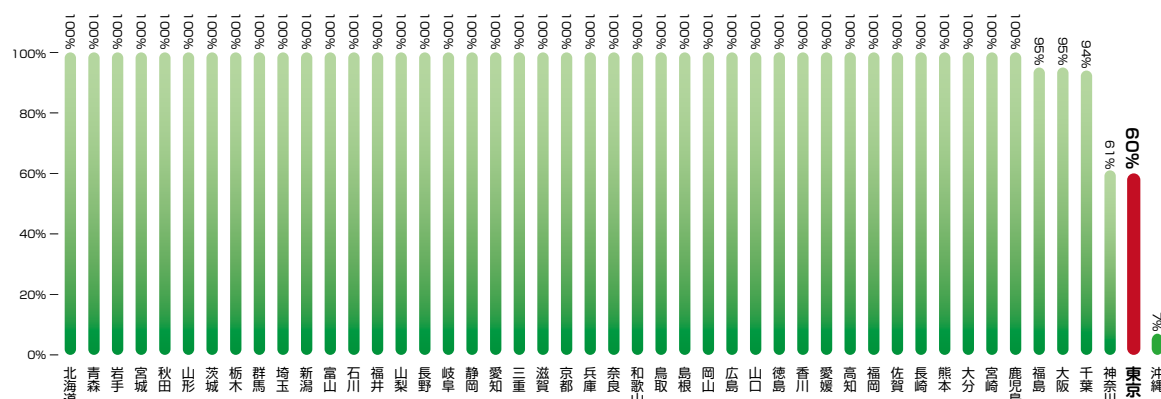
新島村	神津島村	港区	日野市	檜原村	日の出町	江東区	品川区
あきる野市	豊島区	青梅市	足立区	八王子市	福生市	中野区	世田谷区
渋谷区	清瀬市	葛飾区	江戸川区	武蔵野市	三鷹市	多摩市	杉並区
板橋区	大田区	台東区	東大和市	国立市	東久留米市	昭島市	奥多摩町
千代田区	町田市	国分寺市	武蔵村山市	羽村市	文京区		

【参考】他の道府県内市町村の方針策定率（カッコ内は未策定市町村数）

福島県	95% (3)	大阪府	95% (2)	千葉県	94% (3)
神奈川県	61% (13)	沖縄県	7% (38)		

※記載がない41道府県は策定率100%（令和8年2月末日現在）

都道府県別 木材利用推進方針策定率グラフ (2026/02/28)



自治体向け補助事業



公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト

東京の木 多摩産材と触れあう場を創出し、更なる利用拡大を図るため、区市町村による「木材利用推進方針」の策定を促すとともに、モデル的な公共施設整備に対して支援し、継続的な木材利用を推進します。

事業概要

*令和8年4月1日現在

区市町村が設置または整備する施設において木材を活用したモデル的な施設整備を支援

1 対象施設

区市町村立施設

(小・中学校、児童館、図書館、博物館、公園、体育館等)

2 対象行為等

対 象	木材利用推進方針 策定の有無	使用木材
木造化、内装木質化	必 要	東京の木 多摩産材 一部国産木材を含む
木製什器、木製遊具	必 要	東京の木 多摩産材
木製外構施設 〔木塀、門扉、パーゴラ ベンチ、デッキ等〕	不 要	国産木材 〔うち東京の木 多摩産材を 3割以上使用〕

*継続した木材利用を促すため、木材利用推進方針を策定した区市町村に対して補助

3 補助額、条件等

- 木造化の工事費は1区市町村あたり単年度上限6,000万円
- 木造化の設計費は1区市町村あたり単年度上限3,000万円（補助率1/2）
- 木造化以外は対象経費1区市町村あたり単年度上限3,000万円
- 補助対象ごとに東京の木 多摩産材の使用割合等に関する条件があります
- 東京の木 多摩産材および東京の森林に関するPRを実施する必要があります
 - * 複数の区市町村が連携して行う事業は、上記金額を1事業あたりの上限額として適用
 - * 債務負担事業の補助額は、全額を事業開始年度の補助額として上記の各単年度枠に加算



あきる野市 フレア五日市



品川区 木製複合遊具

支援の対象事業

*令和8年4月1日現在

区 分	事業の内容
木造化	建築物の構造材に東京の木 多摩産材由来の建材をあらわしで使用する木造建築物 (混構造建築物の場合は木造部分) ▶ 東京の木 多摩産材由来の建材の使用割合が30%以上、または東京の木 多摩産材由来の建材の使用量が50㎡以上
内装木質化	床、壁、建具等の仕上げ材として東京の木 多摩産材由来の建材を使用する内装木質化 ▶ 東京の木 多摩産材由来の建材の使用量は、1㎡当たり0.01㎡以上かつ、計画全体における東京の木 多摩産材由来の建材の使用割合が30%以上
木製遊具の整備	東京の木 多摩産材由来の製品等を使用した、定置型木製遊具の整備 ▶ 東京の木 多摩産材の使用量が、製品個々につき1㎡当たり0.08㎡以上
木製什器の整備	東京の木 多摩産材由来の製品等を使用した、木製什器の整備 ▶ 東京の木 多摩産材の使用量は、製品個々に使用される木材の30%以上
木製外構施設の整備	東京の木 多摩産材由来の製品等をはじめとする国産木材を使用した外構施設の整備 ▶ 東京の木 多摩産材をはじめとする国産木材の使用量が、1㎡当たり0.012㎡以上 (うち東京の木 多摩産材の使用割合が30%以上)

(注) ●いずれも、使用する東京の木 多摩産材等が、日常的に利用者の目に触れられる状態にあること。

●木の良さが伝わりにくい素材は、原料に東京の木 多摩産材が使われていても対象外とする。

Q&A

Q	木造化、内装木質化において、東京の木 多摩産材（由来の建材）に加え、国産材についても補助対象とのことだが、補助対象の算定、要件について、注意すべき点は何か。	A	令和8年度より、木造化・内装木質化において、国産材についても東京の木 多摩産材の数量まで補助対象となりました。国産材に係る支援対象額は、木造化の建築費（土工事・基礎工事・電気設備・水道施設等の経費を除く）に、構造材全体に対する国産材の割合を乗じて算出します。内装木質化についても同様に、内装木質化材のうち国産材の割合で按分します。なお、国産材は補助率が異なるため、東京の木 多摩産材と区分していただく必要があります。
Q	木造化、内装木質化の建材において、東京の木 多摩産材と国産材が混在した場合に、補助対象は、どのような扱いとなるのか。	A	無垢材の場合は、木拾い表（木材利用量一覧表）において東京の木 多摩産材と国産材を明確に区分でき、それぞれの出荷証明が可能であれば、各々の補助対象とすることができます。一方、東京の木 多摩産材と国産材等が混在した集成材・合板・CLT等は、国産材の補助対象となりますのでご注意ください。ただし、部材のロット区分が明確で、区分された建材の出荷元が全て東京の木 多摩産材であり、出荷証明等の提出が可能であれば、その部材は東京の木 多摩産材の補助対象とすることも可能です。なお、国産材の対象数量は東京の木 多摩産材使用量までとなります。

支援の対象経費

* 令和8年4月1日現在

区 分	対象経費の内容
木造化に係る経費	天井、柱、梁（はり）等の木造工事のうち、東京の木 多摩産材由来の建材を構造材として使用する部分の設計費、工事費 ^(※1) 、並びに国産材を構造材として使用する部分の工事費 ^(※1) （東京の木 多摩産材の使用量を上限とする）
内装木質化に係る経費	床、壁等の内装工事及び木製建具工事のうち、東京の木 多摩産材由来の建材を仕上げ材として使用する部分の工事費 ^(※1) 、並びに国産材を内装材又は木製建具として使用する部分の工事費 ^(※1) （東京の木 多摩産材の使用量を上限とする）
木製遊具の整備に係る経費	木製遊具の購入費、組立費、設置費、運搬費、工事費 ^(※1) および安全対策費 ^(※2)
木製什器の整備に係る経費	木製什器の購入費、組立費、設置費および運搬費
木製外構施設の整備に係る経費	木製外構施設の購入費、組立費、設置費、運搬費および工事費 ^(※1)

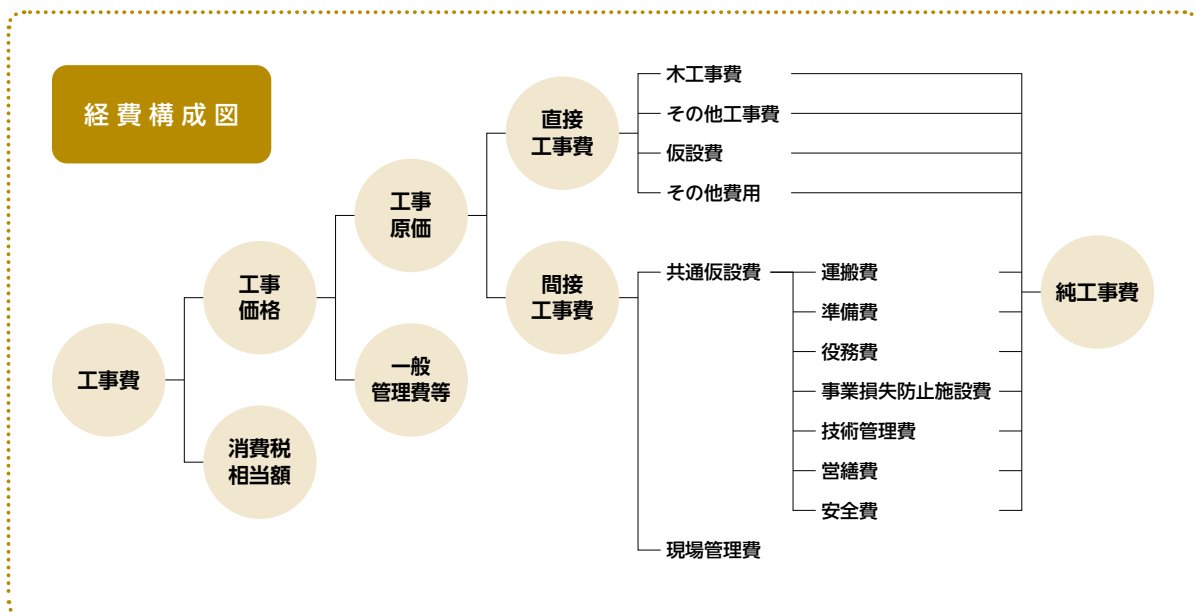
(注) ① 木造化及び内装木質化における東京の木 多摩産材の補助率は 1/2、国産材の補助率は 1/3 かつ東京の木 多摩産材使用量を上限とします。その他の区分については補助率 1/2 とします。

② 補助対象経費は、事業実施に必要な最小限の経費とします。

③ 解体・撤去費については補助対象経費に含まないものとします。

(※ 1)：工事費は経費構成図のとおりとし、それぞれ以下に掲げる経費とします。

(※ 2)：安全対策費は、木製遊具利用者の転落事故等に備え、安全性を高めるため木製遊具と一体的に整備するための経費となります。 [例] 遊具下のゴムチップ舗装（衝撃緩和対策）



※詳しくは、東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 森づくり推進担当

☎:03 (5000) 7198 まで

その他の自治体向け 補助金制度



東京都の補助金制度

教育庁

お問合せ先

地域教育支援部
義務教育課

03 (5320) 6766

■ブロック塀等の安全対策

ブロック塀に替えて、国産木材を活用した木塀を設置する場合において、1m当たり10万円を超える部分の区市町村負担部分を都が全額補助

都補助(木塀)の
下限単価
(100,000円/m)

(木塀のみ) 都補助(木塀)の下限単価以上を補助		
国庫補助金 1/3	都補助金 1/6	区市町村負担 1/2

■木の教育環境整備補助事業

- 国の学校施設環境改善交付金事業により、学校施設の内装木質化を図る工事に国産材を活用する場合、内装木質化工事費の6分の1を東京都が補助

※対象

学校施設環境改善交付金交付要綱に定める、以下の事業の補助要件を満たす木質化工事
・大規模改造(質的整備)事業

国 1/3	都 1/6	区市町村 1/2
----------	----------	-------------

- 学校設置者が単独で行う学校施設及び設備に国産材を活用した工事、又は国産材により製作された児童・生徒等が使用する物品を購入をする場合、工事費・物品購入費の2分の1を東京都が補助

※対象

・施設整備: 教室等の内装木質化工事/教室棚等の設置に係る工事費
・物品購入: 児童用机、椅子等消耗品の購入費/教卓、ロッカー等備品の購入費

都 1/2	区市町村 1/2
----------	-------------

都市整備局

お問合せ先

市街地建設部
建築企画課

03 (5388) 3344

「東京都耐震ポータルサイト」
もご確認ください

https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/why/#topic04&sc_tab=0

■東京都ブロック塀等安全対策促進事業 (令和8年4月1日現在)

- 民間のブロック塀等の撤去等を行う者に対し補助金を交付する区市町村に東京都が補助
- 撤去後に国産木材を活用した木塀の設置に補助を行う場合^(※1)、一定の範囲内で区市町村に **東京都が木塀加算相当分について全額補助を行う**

MAX
277,000円/m

80,000円/m
(除却・建替等)

都(木塀加算 ^{※2} 相当) 10/10			
国 1/2	都 1/4	区市町村 1/4	所有者

※1: 区市町村のブロック塀耐震化主管課(建築、防災、都市計画関係部署等)には、木塀への補助制度構築を東京都から依頼しておりますので、それぞれご確認ください。

※2: 木塀加算は25m/件までを限度とする。

東京都の 情報発信拠点

とうきょうの木 魅力発信拠点

[TOKYO MOKUNAVI]



東京の森林と、とうきょうの木の恵みを感じることが出来る体験型ショールーム「TOKYO MOKUNAVI」MOKUNAVIでは、とうきょうの木製品の展示や多摩地域の森林・林業の紹介等を行っています。

多摩の森、とうきょうの木製品の魅力溢れるTOKYO MOKUNAVIに、ぜひお気軽にお越しください！



国産木材の 魅力発信拠点

[MOCTION]



東京都は、木材の大消費地である東京でのさらなる木材利用の拡大に向け、国産木材の魅力を発信する拠点「MOCTION (モクション)」を開設しております。館長には建築家の隈研吾氏を迎え、東京の木 多摩産材を使った新たなオフィス空間を提案します。また、国産木材の展示スペースを全国各地に活用いただき、各地域と東京を結ぶ商談の機会を広く提供しています。これにより、全国各地の木材利用促進、さらに森林循環へと繋げていきます。ぜひお立ち寄りください。



施設情報

アクセス

〒163-1062
東京都新宿区西新宿3-7-1新宿パークタワー
リビングデザインセンター OZONE

●とうきょうの木魅力発信拠点
TOKYO MOKUNAVI 7階
☎03-6258-5280

●国産木材の魅力発信拠点MOCTION 5階
☎03-6258-0082

開館 時間

10:30 ~ 18:30
(休館日：祝日除く水曜日/夏期・年末年始)

WEB サイト

<https://tokyomokunavi.metro.tokyo.lg.jp/>
<https://moction.jp/>

東京 フォレスト ビジョン

50年、100年先の 東京の森林の将来展望

7つの メッセージ

東京の総面積の約4割は森林であり、多摩地域と伊豆・小笠原の島しょ地域には、東京23区よりも広大な森林が広がっています。これらの森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の緩和などの多面的な機能を発揮し、都民の生活に貢献しています。近年は、全国各地で大規模な森林火災が発生しているほか、クマによる人的被害が多発するなど人と森林との関係の変化による問題も顕在化しています。国土保全や温暖化防止につながる適切な森林管理に向け、森林循環の重要性がますます高まっています。

東京都は、平成30年11月にフォレストビジョンを策定し、東京における森林整備と木材利用の未来の姿を7つのメッセージに込めて発信しました。先人たちが数十年から数百年の時間をかけて守り続けてきた森林を、次世代に健全な姿で引き継ぐため、東京都はフォレストビジョンを踏まえ、長期的かつ広域的な視野で施策に取り組んでいきます。

メッセージ

1

- 林業の活性化により多摩産材の生産が拡大、花粉の少ないスギ等への植え替えが進み、花粉飛散量も大幅に減少している！
- 木材の「生産林」と、水源のかん養、CO₂吸収など公益的機能の高い「保全林」へと整備・誘導され、森林が健全な姿で継承されている！

メッセージ

2

- 手入れの行き届いた樹齢100年生以上の多摩産材がプレミアムウッド「東京スギ」「東京ヒノキ」としてブランド化され、プレミアムウッドへの生産シフトにより、多摩地域の林業・木材産業の収益力が向上している！

メッセージ

3

- 森林は若者をはじめとして多様な世代が集うコミュニティの核となり、多摩地域が林業の創業メッカとなっている！
- 多摩地域の林業は、AIやロボット等の最新技術を活用した、生産性の高い革新的なスマート林業へと変貌している！

メッセージ

4

- 大型ほ乳類や希少動植物が生息する森を育み、100年後も野生動物と人が共存する豊かな森林が将来にわたって継承されている！

メッセージ

5

- 島しょ地域の森林は、観光や特産物生産、災害防備など島の暮らしを支える産業振興の拠点となっている！

メッセージ

6

- 豊かな自然・森林に恵まれた大都市東京ならではのライフスタイル「東京フォレストライフ」が創造され、都市と森林の一体化が進展している！

メッセージ

7

- 東京と全国知事会が連携したプロジェクトの展開により、木材を活用した塀をはじめ、オフィスや商業施設など、都市部における国産木材の利用が進み、「木の国」日本の首都東京が「木の都市」に生まれ変わる！
- 都市の木材需要が林業を活性化させ、森林循環を促進する持続可能な森林サイクルが確立されている！